

岩手県医療局管理規程第1号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(システム管理室長及び情報技術専門監)</p> <p>第6条 システム管理室にシステム管理室長を置く。</p> <p><u>2 システム管理室に情報技術専門監を置く。</u></p> <p><u>3 システム管理室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、システム管理室の事務を掌理する。</u></p> <p><u>4 情報技術専門監は、上司の命を受け、システム管理室の事務で特に命ぜられた事項を処理する。</u></p>	<p>(システム管理室長)</p> <p>第6条 システム管理室にシステム管理室長を置く。</p> <p><u>2 システム管理室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、システム管理室の事務を掌理する。</u></p> <p>(<u>上席情報技術専門員又は情報技術専門員</u>)</p> <p><u>第10条の2 システム管理室に、特に必要がある場合において、上席情報技術専門員又は情報技術専門員を置くことがある。</u></p> <p><u>2 上席情報技術専門員又は情報技術専門員は、上司の命を受け、システム管理室の事務で特に命ぜられた事項を処理する。</u></p>
<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～14 [略]</p> <p>15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療安全管理室を置く。</p> <p>(主任薬剤師等)</p> <p>第19条 薬剤部及び薬剤科に主任薬剤師を、栄養管理室に主任栄養士を、中央放射線部、放射線科及び放射線技術科に主任診療放射線技師を、中央検査部及び臨床検査科に主任臨床検査技師を、中央手術部、中央手術科及び泌尿器科に主任臨床工学技士を、リハビリテーション科に主任理学療法士、主任作業療法士及び主任言語聴覚士を、眼科に主任視能訓練士を、整形外科に主任理療士を、それぞれ必要に応じ置くことがある。</p> <p>2 主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士及び主任理療士の職務については、第10条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 栄養士である栄養管理室長及び栄養管理室次長を置かない栄養管理室の主任栄養士、診療放射線技師長を置かない中央放射線部、放射線科及び放射線技術科の副診療放射線技師長、診療放射線技師長及び副診療放射線技師長を置かない中央放射線部、放射線科及び放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長を置かない中央検査部及び臨床検査科の</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～14 [略]</p> <p>15 宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、<u>南光病院</u>、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療安全管理室を置く。</p> <p>(主任薬剤師等)</p> <p>第19条 薬剤部及び薬剤科に主任薬剤師を、栄養管理室に主任栄養士を、中央放射線部、放射線科及び放射線技術科に主任診療放射線技師を、中央検査部及び<u>診療部病理診断センター並びに臨床検査科及び病理科</u>に主任臨床検査技師を、中央手術部、中央手術科及び泌尿器科に主任臨床工学技士を、リハビリテーション科に主任理学療法士、主任作業療法士及び主任言語聴覚士を、眼科に主任視能訓練士を、整形外科に主任理療士を、それぞれ必要に応じ置くことがある。</p> <p>2 主任薬剤師、<u>主任管理栄養士</u>、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士及び主任理療士の職務については、第10条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 <u>管理栄養士又は</u>栄養士である栄養管理室長及び栄養管理室次長を置かない栄養管理室の<u>主任管理栄養士又は</u>主任栄養士、診療放射線技師長を置かない中央放射線部、放射線科及び放射線技術科の副診療放射線技師長、診療放射線技師長及び副診療放射線技師長を置かない中央放射線部、放射線科及び放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長を置</p>

副臨床検査技師長、臨床検査技師長及び副臨床検査技師長を置かない中央検査部及び臨床検査科の主任臨床検査技師、理学療法技師長又は作業療法技師長を置かないリハビリテーション科の主任理学療法士又は主任作業療法士並びに理療技師長を置かない整形外科の主任理療士の職務について、あらかじめ指名する者については、前条第3項の規定を準用する。

別表第2（第12条関係）

- 1 [略]
- 2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、 <u>呼吸器科</u> 、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
[略]	
岩手県立釜石病院	内科、神経内科、消化器科、循環器科、小児科、 <u>第1外科</u> 、 <u>第2外科</u> 、心臓血管外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科
[略]	
岩手県立沼宮内病院	[略]
岩手県立大迫病院	<u>内科</u> 、 <u>外科</u>
岩手県立東和病院	[略]
[略]	
岩手県立軽米病院	[略]
岩手県立伊保内病院	<u>内科</u> 、 <u>外科</u>
岩手県立一戸病院	[略]
[略]	

別表第3（第12条の2関係）

[略]	
北上病院	花巻厚生病院 <u>大迫病院</u> 東和病院
[略]	
二戸病院	軽米病院 <u>伊保内病院</u> 一戸病院

別表第4（第13条、第21条関係）

かない中央検査部及び臨床検査科の副臨床検査技師長、臨床検査技師長及び副臨床検査技師長を置かない中央検査部及び臨床検査科の主任臨床検査技師、理学療法技師長又は作業療法技師長を置かないリハビリテーション科の主任理学療法士又は主任作業療法士並びに理療技師長を置かない整形外科の主任理療士の職務について、あらかじめ指名する者については、前条第3項の規定を準用する。

別表第2（第12条関係）

- 1 [略]
- 2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立北上病院	内科、精神科、神経内科、 <u>第1呼吸器科</u> 、 <u>第2呼吸器科</u> 、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、 <u>皮膚科</u> 、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
[略]	
岩手県立釜石病院	内科、神経内科、消化器科、循環器科、小児科、 <u>外科</u> 、心臓血管外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科
[略]	
岩手県立沼宮内病院	[略]
岩手県立東和病院	[略]
[略]	
岩手県立軽米病院	[略]
岩手県立一戸病院	[略]
[略]	

別表第3（第12条の2関係）

[略]	
北上病院	花巻厚生病院 東和病院
[略]	
二戸病院	軽米病院 一戸病院

別表第4（第13条、第21条関係）

病院名	課	係及び主査
[略]		
岩手県立宮古病院	総務課	総務係、管財係
岩手県立胆沢病院	医事課	医務係、医事管理主査
岩手県立久慈病院		
<u>岩手県立釜石病院</u>	<u>総務課</u>	<u>総務係、管財係</u>
	<u>医事課</u>	<u>入院係、外来係</u>
岩手県立花巻厚生病院	[略]	
岩手県立遠野病院		
岩手県立南光病院		
岩手県立江刺病院		
岩手県立千厩病院		
岩手県立大東病院		
岩手県立大槌病院		
岩手県立軽米病院		
岩手県立一戸病院		

病院名	課	係及び主査
[略]		
岩手県立宮古病院	総務課	総務係、管財係
岩手県立胆沢病院	医事課	医務係、医事管理主査
岩手県立久慈病院		
<u>岩手県立釜石病院</u>		
岩手県立花巻厚生病院	[略]	
岩手県立遠野病院		
岩手県立南光病院		
岩手県立江刺病院		
岩手県立千厩病院		
岩手県立大東病院		
岩手県立大槌病院		
岩手県立軽米病院		
岩手県立一戸病院		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。